

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めばえ会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理 事	6, 0 0 0 円 (税込)
監 事	6, 0 0 0 円 (税込)
評議員	6, 0 0 0 円 (税込)

(報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 理事に対して、各年度一人当たりの総額が60, 000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

3 監事に対して、各年度一人当たりの総額が60, 000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

(支給の方法)

第4条 役員等が法人業務に出席した都度、又は、速やかに、現金にて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。